

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則 6—28）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 3 号中「4 時間以上」を「3 時間以上」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第 1 項第 3 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。